

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使 用 料 の 減 免	
根拠条例等・条項	堺市茶室条例第 6 条第 3 項	
所 管 課	文化観光局 博物館 学芸課	
審 査 基 準	(1)本市が主催する行事のために使用する場合 (2)本市の茶の湯文化の発展に特に有益であると認められる行事を行う場合	
標準処理期間	標準処理期間	1 0 日間
	標準処理期間を設定できない理由	